

びわこ学院大学学則

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 本学は、教育基本法に基づき、学校教育法の定める大学として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、幅広く高度な学識を身につけた有為な人材を育成し、もって社会の発展と学術・文化の向上に寄与することを目的とする。
- 2 教育福祉学部子ども学科は、子どもに関わる広範な知識・技術を教授研究し、教育、保育及び福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成を目的とする。

(自己点検・評価及び認証評価)

- 第2条 本学の教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。
- 2 前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。
- 3 第1項の自己点検及び評価の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(教育方法等の改善)

- 第3条 本学は、教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研究及び研修を実施するものとする。
- 2 前項の教育方法等の改善に関して必要な事項は、別に定める。

(情報の提供)

- 第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 学部・学科の組織及び定員

(大学の名称)

- 第5条 本学は、びわこ学院大学と称する。

(学部及び学科)

- 第6条 本学に次の学部及び学科を置く。

教育福祉学部 子ども学科

(学生定員)

- 第7条 前条に規定する学部及び学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員 (第3年次)	収容定員
教育福祉学部	子ども学科	80名	10名	340名

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第8条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第9条 学生は、8年を超えて在学することができない。

2 編入学、転入学及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第10条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年を次の2学期に分ける。

春期 4月1日から9月30日まで

秋期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第12条 本学の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 創立記念日 11月1日

(4) 春季休業日 3月21日から3月31日まで

(5) 夏季休業日 7月21日から9月10日まで

(6) 冬季休業日 12月21日から翌年1月10日まで

2 前項の規定にかかわらず学長は必要に応じて休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

(授業期間)

第 13 条 授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、年間 35 週以上にわたることを原則とする。

第 5 章 入学及び編入学等

(入学の時期)

第 14 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第 15 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ所定の入学試験に合格した者に限る。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定試験に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

(入学の出願)

第 16 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、願い出なければならない。

2 提出の時期、方法及び提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第 17 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第 18 条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに宣誓書、保証人の保証書及び必要な書類を提出するとともに、所定の入学料及び授業料を納付しなければならない。

- 2 前項の入学手続きを完了した者に学長は入学を許可する。
- 3 前 2 項の規定は、編入学、転入学及び再入学についても適用する。

(保証人)

第 19 条 入学を許可された者は、保証人を定めなければならない。

- 2 保証人は、その学生の在学中、すべての件につき保護者と連帯して責任を負わねばならない。
- 3 保証人に、異動があった時又は死亡した時はただちに届け出なければならない。

(編入学及び転入学)

第 20 条 次の各号の一に該当する者で、本学へ編入学及び転入学を志望する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は大学に 1 年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (3) 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第 90 条第 1 項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- 2 前項のほか編入学及び転入学に関して必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第 21 条 本学を中途退学した者で、退学した日の翌日から 2 年以内に再入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ再入学を許可することができる。

- 2 前項のほか再入学に関して必要な事項は、別に定める。

(編入学等の場合の取り扱い)

第 22 条 前 2 条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第 6 章 休学、転学、留学及び退学

(休学)

第 23 条 疾病その他特別の事由により 3 月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 24 条 休学期間は 1 年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 3 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 9 条に規定する在学年限には算入しない。

(復学)

第 25 条 休学期間中の者が、その事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第 26 条 他の大学に転学を志望する者は、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第 27 条 外国の大学で学修を志望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、外国の大学での在学期間 1 年に限り、本学における在学期間に含めることができる。

(退学)

第 28 条 疾病その他特別の事由により退学しようとする者は、保証人連署のうえ退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 29 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第 9 条に定める在学年限を超えた者

(2) 第 24 条第 2 項に規定する休学期間を超えて、なお修学できない者

(3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第 30 条 前条第 3 号の規定により除籍された者が、除籍となった日の翌日より 2 年以内に本学へ復籍を志望するときは、欠員のある場合に限り、相当年次に復籍を許可することができる。

第7章 教育課程及び履修方法等

(教育課程及び授業科目)

第31条 本学の教育課程は、各授業科目を教養教育科目及び専門教育科目に分け、それぞれ必修科目と選択科目に分けてこれを各年次に配当して編成し、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要と認めるときは別表第1に掲げるもののほか臨時に授業科目を開設することができる。

(授業の方法)

第32条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

(単位の計算方法)

第33条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 授業を講義と実習など2以上の方法を併用して行う場合は、15時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第34条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。

(学習の評価)

第35条 学習の評価は、S・A・A・B・C・D・の5種の評語をもって表し、S・A・A・B・Cを合格とする。

2 前項の規定による学習の評価の評価基準は、別に定める。

(履修科目の登録制限)

- 第 36 条 学生は各学期初めに履修する授業科目を選定し、学長に届け出るものとする。
- 2 学生が年間又は学期毎に登録できる履修科目（単位数）には、上限を設ける。
 - 3 履修科目の登録制限に関して必要な事項は、別に定める。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

- 第 37 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。
- 2 前項の規定により修得した単位については、60 単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位の単位数とみなすことができる。
 - 3 前 2 項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。この場合において、第 1 項に規定する協議は省略することができる。

（大学以外の教育施設等における学修）

- 第 38 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条の規定により修得したとみなした単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

- 第 39 条 教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学又は短期大学において修得した単位（科目履修生として修得した単位を含む。）を入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。
- 2 教育上有益と認めるときは、学生が入学前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
 - 3 前 2 項の規定により与えることができる単位数は、編入学及び転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 37 条及び前条の規定により修得したとみなした単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 8 章 免許状及び資格の取得

（免許状及び資格の課程）

- 第 40 条 免許状及び資格取得のために、教育職員養成課程、保育士養成課程及び社会福祉主事任用資格課程を置く。

（教育職員免許状）

- 第 41 条 教育職員免許状の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行

規則の規定により、本学が定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

- 2 教育職員免許状の種類は、小学校教諭 1 種免許状、幼稚園教諭 1 種免許状、高等学校教諭 1 種免許状（福祉）及び養護教諭 1 種免許状とする。
- 3 前項の授業科目及び単位は別表第 2 のとおりとする。
- 4 教育職員免許状の取得に関して必要な事項は、別に定める。

（保育士資格）

第 42 条 保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則の規定により、本学が定める授業科目及び単位を修得し、卒業要件を満たして卒業しなければならない。

- 2 前項の授業科目及び単位は別表第 3 のとおりとする。
- 3 保育士資格の取得に関して必要な事項は、別に定める。

（社会福祉主事任用資格）

第 43 条 社会福祉主事任用資格を得ようとする者は、社会福祉法第 19 条第 1 項第 1 号の規定により、本学が定める授業科目及び単位を修得し、卒業要件を満たして卒業しなければならない。

- 2 前項の授業科目及び単位は別表第 4 のとおりとする。
- 3 社会福祉主事任用資格の取得に関して必要な事項は、別に定める。

第 9 章 卒業及び学位

（卒業の要件）

第 44 条 本学に 4 年（第 20 条又は第 21 条の規定により入学した者にあつては第 22 条の規定により定められた年数）以上在学し、所定の授業科目を履修して 124 単位以上を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

（学位）

第 45 条 前条の規定により卒業した者には、学士（子ども学）の学位を授与する。

第 10 章 入学検定料、入学料、授業料及びその他の費用

（納付金）

第 46 条 入学検定料、入学料、授業料、施設設備費及び実験実習費等の納付金は、別表第 5 のとおりとする。

- 2 修業年限を超えて在籍する者の授業料等については、別に定める。

(納付の方法)

第 47 条 授業料及び施設設備費は、年額の 2 分の 1 ずつを次の 2 期に分けて納付しなければならない。ただし、特別の事情がある者については、一括納入又は延納を認めることができる。

春期（4月1日から9月30日まで） 納 期 4月中

秋期（10月1日から翌年3月31日まで） 納 期 10月中

(復学等の場合の授業料等)

第 48 条 春期又は秋期中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料等を復学又は入学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第 49 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等を納付しなければならない。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料等)

第 50 条 春期又は秋期中途で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第 51 条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料等を免除する。

(授業料等の免除及び徴収の猶予)

第 52 条 経済的理由によって授業料等の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 授業料等の免除及び徴収の猶予に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生、科目等履修生及び特別聴講学生等の授業料等)

第 53 条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生の入学検定料及び授業料等については、別に定める。

(納付した授業料等)

第 54 条 既納の入学検定料、入学料及び授業料等は返還しない。ただし、入学手続時に

おける入学料以外の取り扱いについては、別に定める。

第 11 章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第 55 条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 56 条 本学の学生以外の者で、本学が開講する授業科目の一部を履修することを志願する者があるときは、教育に支障がない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 57 条 他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 58 条 外国人で本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第 12 章 賞 罰

(表彰)

第 59 条 学生として表彰に値する行為のあった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第 60 条 本学の学則及び諸規程に違反し、または学生としての本分に反する行為をした

者については、教授会の議を経て、学長が懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当の理由がなくて出席が常でない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第13章 教職員組織

(教職員組織)

第61条 本学に、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

(事務局)

第62条 本学に事務局を置く。
2 事務局の組織及び分掌は、別に定める。

(教授会)

第63条 本学の教育研究上の重要な事項を審議するため、教授会を置く。
2 教授会は、学長、学部長及び専任教員で構成する。
3 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めるときは、その他の職員を加えることができる。
4 教授会は、学長が招集し、議長となる。
5 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 学部、学科の設置、廃止に関する事項
- (2) 教員の人事に関する事項
- (3) 教育研究の基本方針に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 学則その他学内規程に関する事項
- (6) 学生の試験に関する事項
- (7) 学生の入学、退学、転学、休学、留学、復学、除籍、卒業及び賞罰に関する事項
- (8) 学内予算に関する事項
- (9) その他学事運営に関する事項

6 本条に規定するもののほか、教授会に関して必要な事項は、別に定める。

第14章 図書館

(図書館)

第 64 条 本学図書館を置き、教職員及び学生の教育研究の向上に資する。

2 図書館に関して必要な事項は、別に定める。

第 15 章 公 開 講 座

(公開講座)

第 65 条 学生並びに社会人の教養を高め、地域文化の向上と発展に資するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関して必要な事項は、別に定める。

第 16 章 学則の改廃

(学則の改廃)

第 66 条 この学則の改廃は、教授会の議を経て理事会が行う。